

議第9号

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第16条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第16条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。